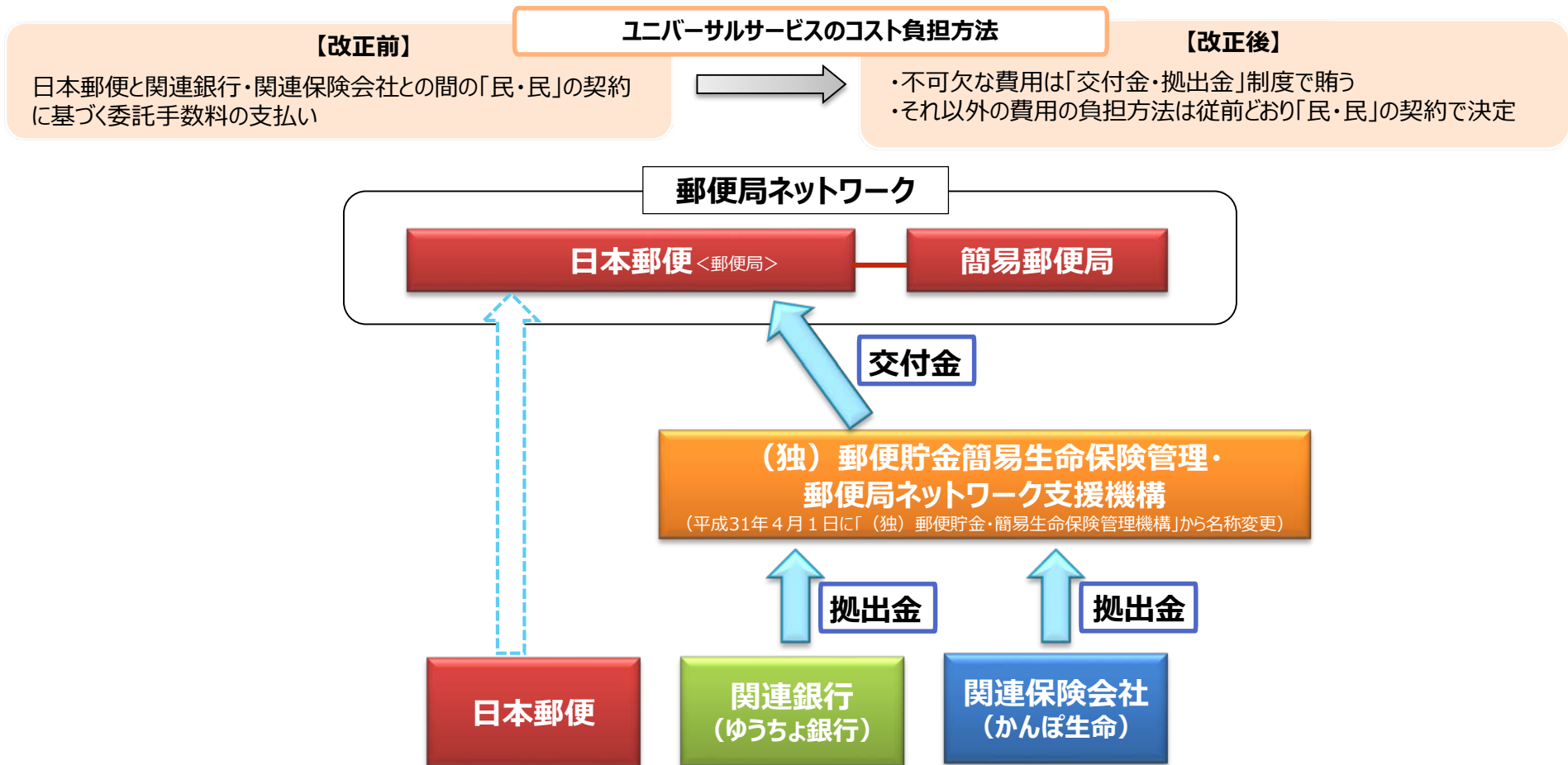


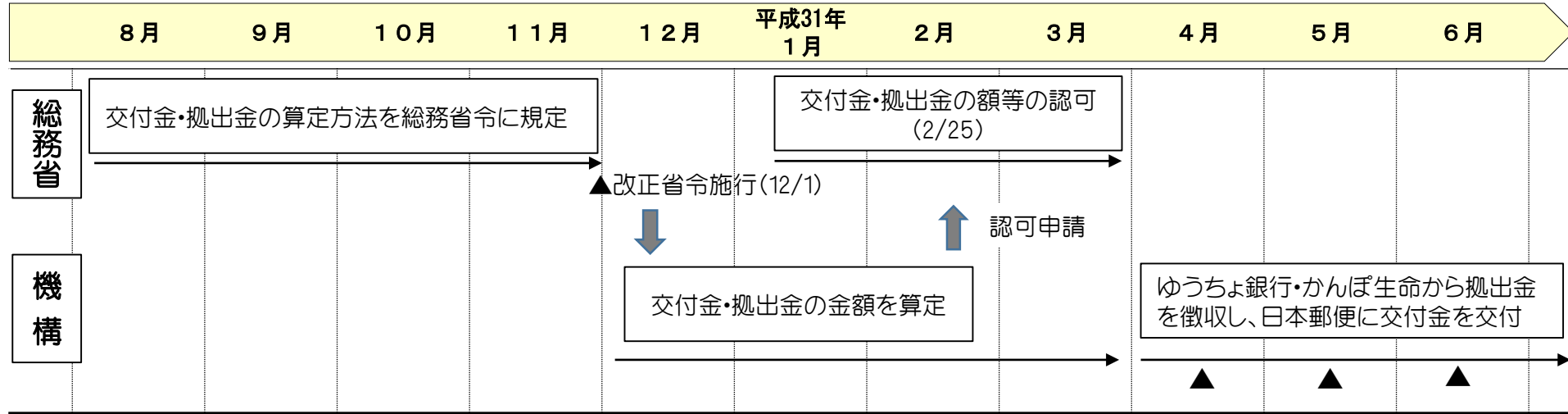
郵便局ネットワークの維持の支援のための 交付金・拠出金制度の運用開始について

平成 31 年 4 月 11 日
総務省
情報流通行政局
郵政行政部

- 平成30年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」(改正法)が成立。
- 平成31年4月から、改正法が全面施行され、機構が、日本郵便への交付金の交付及び関連銀行(ゆうちょ銀行)・関連保険会社(かんぽ生命)からの拠出金の徴収を実施。
- 機構は、交付金の額及び拠出金の額を算定し、当該交付金の額及びその交付方法並びに当該拠出金の額及びその徴収方法について、総務大臣の認可を受けなければならない。



- 総務省は、平成31年2月25日に交付金・拠出金の額等を情報通信行政・郵政行政審議会に対して諮問の上、認可。
日本郵便への交付金の額 2,952億円
ゆうちょ銀行の拠出金の額 2,378億円、かんぽ生命の拠出金の額 576億円
- 平成31年4月から、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が交付金の交付及び拠出金の徴収を開始。



法律の概要（交付金関係）

- 機構が年度ごとに日本郵便に交付する交付金の額は、あまなく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額から、日本郵便に係る按分額を控除した額としている。（機構法第18条の2）

$$\text{交付金の額} = \text{ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用} - \text{日本郵便に係る按分額}$$

省令の概要

- 不可欠な費用の算定方法として総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、以下の①及び②を合計する方法とする。
 - ① 郵便局（約20,000局）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における以下のア～エの費用
 - ② 簡易郵便局（約4,000局）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用

①郵便局における費用

②簡易郵便局における費用

ア 人件費	イ 賃借料、工事費 その他の郵便局の 維持に要する費用	ウ 現金の輸送・ 管理に要する 費用	エ 固定資産税・ 事業所税	オ 簡易郵便局で 郵政事業のユニ バーサルサービスが 利用できるように することを確保する ための最少限度の 委託に要する費用
--------------	--	-----------------------------------	--------------------------	--

法律の概要（拠出金関係）

- 機構が関連銀行・関連保険会社から徴収する拠出金の額は、**総務省令で定めるところにより**、郵便窓口業務・銀行窓口業務・保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の割合に応じて、不可欠な費用及び機構の事務費の合計額を按分した額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額としている。（機構法第18条の3）

拠出金の額 = （ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用 + 機構の事務費）の関連銀行及び関連保険会社それぞれに係る按分額

省令の概要

不可欠な費用

ア 人件費

イ 賃借料、工事費、その他の郵便局の維持に要する費用

ウ 現金輸送・管理に要する費用

エ 固定資産税・事業所税

オ 簡易郵便局における費用

機構の事務費

×

各窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の割合

（利用者の用に供する部分）
ア・イの一部

ユニバーサルサービスの利用者の範囲及び利用状況を勘案して各窓口業務において見込まれる利用者による郵便局の利用の割合で按分

按分

郵便窓口業務

按分

銀行窓口業務

按分

保険窓口業務

イの一部（利用者の用に供する部分以外）・ウ・エ・オ

日本郵便株式会社の業務区分別収支の整理方法に準じる方法で按分

按分

郵便窓口業務

按分

銀行窓口業務

按分

保険窓口業務

事務費

各窓口業務ごとにア～オの費用を按分した額の合計額に応じて按分

按分

郵便窓口業務

按分

銀行窓口業務

按分

保険窓口業務

=

按分して得た額

日本郵便に係る額

関連銀行に係る額
（＝関連銀行の拠出金）

関連保険会社に係る額
（＝関連保険会社の拠出金）

◎ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）（抄）

（交付金の交付）

第十八条の二 機構は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号イの交付金（以下単に「交付金」という。）を交付する。

- 2 前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - 一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額
 - 二 次条第二項の按（あん）分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額
- 3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額（第二項各号に掲げる額を含む。）及び交付方法を通知しなければならない。

（拠出金の徴収）

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務（以下「郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

- 2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按（あん）分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とする。
 - 一 日本郵便株式会社 日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務
 - 二 関連銀行 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務
 - 三 関連保険会社 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務
- 3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の拠出金（以下単に「拠出金」という。）の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
- 5 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、拠出金を納付する義務を負う。

（審議会等への諮問）

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 （略）
- 二 第十八条の二第三項又は第十八条の三第三項の規定による認可をしようとするとき。

◎ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令(平成十九年総務省令第九十八号)(抄)

(不可欠な費用の額の算定方法)

第十一条の二 法第十八条の二第二項第一号の総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計して算定する方法とする。

一 郵便局(日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所を含む。以下同じ。)あまねく全国において郵便局で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務(次号及び第十一条の四第一号において「郵政事業に係る基本的な役務」という。)が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における次に掲げる費用の額の合計額

イ 人件費

ロ 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用

ハ 現金の輸送及び管理に要する費用

ニ 固定資産税及び事業所税

二 簡易郵便局(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局をいう。以下この号及び第十一条の九第一項第一号において同じ。)簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額

(交付金の額等の認可の申請)

第十一条の三 機構は、法第十八条の二第三項の規定により交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法の認可を受けようとするときは、当該交付金の額及び当該交付方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該交付金を交付する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。

一 法第十八条の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額(前条第一号イからニまでに掲げるそれぞれの費用の額及び同条第二号に定める費用の額を含む。)

二 法第十八条の二第二項第二号に掲げる日本郵便株式会社に係る額

三 前二号に掲げる事項のほか、交付金の額の算定の根拠に関する説明

(拋出金の額の算定方法)

第十一条の四 法第十八条の三第二項の総務省令で定める方法は、同項に規定する合計額を、次の各号に掲げる費用に相当する額ごとに、当該各号に掲げる方法により按(あん)分する方法とする。

一 第十一条の二第一号イ及びロに掲げる費用(ロに掲げる費用にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。)郵政事業に係る基本的な役務の利用者の範囲及び利用状況を勘案して、郵便窓口業務(日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務をいう。第三号及び第十一条の九第一項第一号において同じ。)、銀行窓口業務(同法第二条第二項に規定する銀行窓口業務をいう。第三号において同じ。))又は保険窓口業務(同条第三項に規定する保険窓口業務をいう。第三号において同じ。))において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按(あん)分する方法

二 第十一条の二第一号ロ(前号に掲げる費用を除く。)、ハ及びニに掲げる費用並びに同条第二号に定める費用 日本郵便株式会社法施行規則(平成十九年総務省令第三十七号)別表に規定する整理方法に準ずる方法により按(あん)分する方法

三 郵便局ネットワーク支援業務(法第十八条の三第一項に規定する郵便局ネットワーク支援業務をいう。次条第二号において同じ。)に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用 前二号に掲げる費用に相当する額を、それぞれ当該各号に掲げる方法により郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按(あん)分して得た額の合計額に応じて按(あん)分する方法

(拠出金の額等の認可の申請)

第十一条の五 機構は、法第十八条の三第三項の規定により拠出金の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法の認可を受けようとするときは、関連銀行(日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。)及び関連保険会社(同条第三項に規定する関連保険会社をいう。)からそれぞれ徴収する当該拠出金の額及び当該徴収方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該拠出金を徴収する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十八条の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額並びに前条第一号及び第二号に掲げる費用の額の内訳
- 二 郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳
- 三 前条各号に掲げる按(あん)分する方法に関する説明
- 四 前三号に掲げる事項のほか、拠出金の額の算定の根拠に関する説明

(端数計算)

第十一条の六 交付金又は拠出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

◎ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第六十四号)(抄)

附 則

第二条 この省令の施行後最初の交付金の額及び交付方法の認可の申請についてのこの省令による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(以下「新省令」という。)第十一条の三の規定の適用については、同条中「当該交付金を交付する年度の前年度の十一月末日までに」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第六十四号)の施行後遅滞なく」とする。

2 この省令の施行後最初の拠出金の額の算定についての新省令第十一条の四の規定の適用については、同条第三号中「次条第二号」とあるのは「以下この号及び次条第二号」と、「その他の費用」とあるのは「その他の費用(前年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用を含む。)」とする。

3 この省令の施行後最初の拠出金の額及び徴収方法の認可の申請についての新省令第十一条の五の規定の適用については、同条中「当該拠出金を徴収する年度の前年度の十一月末日までに」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令の施行後遅滞なく」と、同条第二号中「郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用」とあるのは「郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用(前年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用を含む。)」とする。

4 (略)